

## 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第8回)

平成28年12月13日

○山本座長 皆様、どうもおはようございます。出席予定の委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第8回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議の開会に当たりまして、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○消費者庁福岡審議官 消費者庁審議官の福岡と申します。

本来ですと、消費者担当副大臣の松本洋平副大臣から御挨拶を行う予定でございましたけれども、現在、国会審議に出席しております。このため挨拶文を預かっておりますので、僭越でございますが、私から代読させていただきます。

消費者担当の内閣府副大臣の松本でございます。

構成員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。

本日、第8回目となる多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

10年前のちょうど本日、平成18年12月13日、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ改正貸金業法が国会で成立したところです。その後のさまざまな取り組み等もあり、多重債務に関する相談件数の減少等の着実な改善が見られましたが、これを確かなものとするためにも関係各機関の継続的な取り組みは今後とも大変重要と考えているところでございます。

本懇談会では、これまで多重債務問題の状況について各種の指標で継続的に確認するとともに、借り手対策として相談窓口の整備強化や予防のための金融経済教育、消費者教育の強化などのテーマについて議論してきたと承知しております。

多重債務問題に関する指標となっている5件以上無担保・無保証借り入れの残高がある人数や、多重債務が原因と見られる自殺者数等の値については、これまで各方面の皆様の御協力を得つつ、関係省庁や地方公共団体が連携して取り組みを続けてきた中で着実な改善が見られるところです。今後とも多重債務の状況を注視し、関係省庁や関係の皆様と連携して対策に取り組むことが重要であり、担当副大臣としてこの分野に取り組んでいきたいと考えております。

本日は、最新の状況や施策の動向について御紹介させていただくことになっております。皆様の忌憚のない御議論を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○山本座長 福岡審議官、どうもありがとうございました。

続きまして、会議の具体的議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と委員の出

欠について御説明をお願いいたします。

○消費者庁消費者政策課吉田企画調整官 消費者庁消費者政策課の吉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日配付している資料につきましては、議事次第の下に一覧を記載しております。各資料の右肩には資料番号をつけておりますので、不足がございましたらお申し出ください。また、議事次第、配席図を配付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

なお、小澤委員、新里委員、行岡委員御提供の資料につきまして、一部本懇談会終了後、事務局で回収させていただきたいと思います。資料の右上に「席上配布資料 会議後回収」と書かれた資料につきましては、テーブルに残して退席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本日は竹島委員、渡邊委員は、御都合により御欠席となっております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従って進行させていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

議事次第の「3 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入らせていただきます。まず関係省庁から多重債務問題改善プログラムの4本の柱に沿いまして、それぞれの取り組みについて御説明をしていただき、その後、意見交換の時間を設けたいと考えております。

本日の議事は、全体で1時間半とすることを予定してございます。

それでは、関係省庁からの報告ですが、まずは資料1の多重債務者対策の10年間の取り組みについての報告をお願いいたします。金融庁からよろしくお願ひいたします。

○金融庁信用機構企画室島村室長 金融庁信用機構企画室の島村でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

資料1の「多重債務者対策の10年間の取組」につきまして御説明させていただく存じます。

資料提供に当たりましては、金融庁のほか消費者庁や厚生労働省様からも貴重な情報をいただいております。大変感謝いたします。

まず、多重債務問題と平成18年の貸金業法改正について御説明いたします。

皆様御存知のとおりですが、貸金業者による消費者向けの貸し付けを中心に、巨大な貸金市場が形成されているという問題がございました。当時の貸付残高は約13.8兆円、利用者数は人口の10人に1人の約1,200万人という状況です。こういった中で多重債務問題の深刻化が見られまして、平成19年2月末時点で5件以上の利用者数は約180万人、これらの者の平均借入総額は約240万円というような状況でした。

当時の多重債務問題の直接の背景として考えられるものは、高金利、過剰な貸し付け、商品性、借り手の金融知識・計画性の不足といったようなものが挙げられます。こういっ

た中で皆様方の御尽力をいただきまして、貸金業法制定以来の抜本改正を行わせていただいたところです。福岡審議官からも御指摘のありましたとおり、全会一致の賛成により法案が平成18年12月13日に成立した、というような状況です。

主な内容ですが、貸金業の適正化のための規制の見直し、参入規制や行為規制の強化及び過剰貸付抑制のための総量規制の導入、年収の3分の1を超える借り入れは原則禁止となっております。また、金利体系の適正化、ヤミ金対策の罰則強化等もさせていただいております。こういった対策を着実に実行していくため、多重債務対策本部、本部長を金融担当大臣といたしまして、これが平成18年12月22日に設置されたところです。

実際にこういった取り組みを推進していくためのプログラムとして、「多重債務問題改善プログラム」が多重債務者対策本部で決定をされ、改正貸金業法は平成22年6月18日から完全施行されました。

続きまして、多重債務問題への複層的な取り組みについて概観を御説明させていただきたいと思います。

先ほど申しました改正貸金業法が成立したのが平成18年12月13日ということですが、その後、着実に実施がされて、フォローアップチームが平成22年に設置され、制度のフォローアップを取りまとめたのが平成23年です。また、完全施行に合わせ、平成22年には借り手の目線に立った10の方策も取りまとめさせていただきました。

「多重債務問題改善プログラム」につきましては、対策本部で取り組みが進められ、当初は、有識者会議等においてそのフォローアップがなされていたところ、最終的には現在のように多重債務問題懇談会で行うといった形になりました。また、10の方策の実施ともあわせて対策を検討させていただいている状況です。

次に「多重債務問題改善プログラム」による取り組みについて概観を御説明させていただきます。取り組みの主な内容としては、相談窓口の整備・強化が中心的な内容です。多重債務者に対する相談体制の強化はまさに喫緊の課題ですから、各地方公共団体には各部局間の連携を要請しております。また、市町村に対しては、設置されている相談窓口における体制・内容の充実、まさに専門家である弁護士の方々、司法書士の方々への紹介・誘導等を要請しており、都道府県に対しても、相談体制・内容の充実であるとか、よりマクロな多重債務者対策本部を設置するといったような取り組みをお願いしているところです。

こういった取り組みを着実に推進するために、9月から12月を多重債務者相談強化キャンペーンと位置づけておりまして、日弁連、日司連、法テラス等の関係団体の方々と、草の根からしっかりと多重債務者対策の取り組みを推進するためのキャンペーンを毎年実施させていただいております。集中的な相談体制の構築や広報活動といった、皆様が適切な相談ができるような取り組みを着実に進めさせていただいており、特に今年からの新しい取り組みとしては、厚生労働省様の生活困窮者自立支援法に基づく取り組みとも連携をさせていただきまして、より総合的、包括的な対策をとれるように尽力しているところです。

なお、参考までに市区町村の多重債務相談窓口の設置状況ですが、資料にありますとお

り、平成27年9月の最新の数値では、99%の市町村に相談窓口が設置されているところです。

次に、多重債務問題の現状について御報告させていただきたいと思います。平成18年度の改正貸金業法が成立したときの状況は、一人当たりの債務残高は約117万円という状況でした。皆様の取り組みの進展に合わせまして、最新の平成28年度の数値は52.5万円と約55%の減少という状況になっております。また、多重債務者の人数につきましても、平成18年度は約614万人でしたが、平成28年度では約125万人と大きく減少しており、こういった状況から、取り組みについては特に進展が見られると考えられます。

次に、多重債務に関する消費生活相談の概況です。ここも非常に重要なところであり、平成18年度からプログラムの進展等に合わせ、相談件数は平成19年、20年と増加したわけですが、近年は相談強化キャンペーンの進展により、相談件数は平成20年のピーク時と比較して大きく減少いたしました。

また、月別に見ても、特に9月から12月のキャンペーンのときには、減少傾向にあるという状況です。

次に、自殺者数です。自殺者数についても大きく減少しており、ピーク時の平成19年の約2,000人に比べまして、最新の数値では約700人と約65%の減少、3分の1程度にまで減少しております。

また、年齢別、職業別の自殺者数についても、簡単に整理させていただいております。  
以上です。

○山本座長 大変多くの資料を手際よく御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、資料2の過去10年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況について、警察庁から御説明をお願いします。

○警察庁津田生活経済対策管理官 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の津田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

今回の懇談会では、貸金業法改正から10年を迎える節目であるということを踏まえまして、私からはこの10年間のヤミ金融事犯に対する取り締まり状況等について、お手元の資料、両面になっておりますけれども、これに沿って御説明を申し上げたいと思います。

最初に、ヤミ金融事犯の検挙状況の推移についてでございます。番号1の平成18年以降、過去10年間のグラフと一覧表を御覧ください。注釈にも記載しておりますが、無登録・高金利事犯とは貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等禁止違反のことでありまして、これをヤミ金融業者本体を検挙した事件数としております。また、ヤミ金融関連事犯とありますのは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等のことでございまして、例えば口座の不正入手あるいは不正譲渡、レンタル携帯電話事業者による本人確認を行わない貸与などのヤミ金融業者の犯行を助長する行為を取り締まって検挙した事件数となっております。

このグラフからも見てとれますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数につきましては、平成19年が447件と最も多く、以降は年々減少しております、昨年、平成27年は140件と大体ピーク時の約3分の1となっております。減少割合から見ますと、近年は下げ止まっているのかなと言えるところでございます。

これとは逆にヤミ金融関連事犯の検挙事件数につきましては、平成18年以降、年々増加を続けまして、昨年、平成27年は302事件と、10年間でざっと10倍以上になっております。また、被害人員及び被害額につきましては、大型事件の検挙があった年は増加する傾向にありますので、必ずしも検挙事件数とは比例しない場合もありますが、推移としては増えたり減ったりしておるところでございます。

この10年間の推移につきまして考察を加えてみると、無登録・高金利事犯の検挙事件数が減少していることにつきましては、官民を挙げた諸対策によってヤミ金融事犯の被害が一定程度抑え込まれているものと考えております。他方、ヤミ金融業者側も警察に捕まらないようにさまざまな手段を講じてきているという実態もあるところでございます。法改正以前は自殺にまで追い込むような悪質な取り立てがヤミ金融事犯の代表的な特徴と言えましたが、最近、摘発を免れるためか、乱暴な言動等による厳しい取り立ては行わずに、借り手が警察等へ駆け込んで犯行が発覚することを抑えつつ、できるだけ長い期間、高い利息を取り続けるというソフトヤミ金と呼ばれるヤミ金融業者が登場しているようでございます。

また、多くのヤミ金融業者は目立たず、効率的に集客を図る方法といたしまして、多重債務者名簿を利用し、個別にダイレクトメールやファックスを送付する、あるいは直接電話をかけるといった勧誘を行っております。

警察の捜査を困難にするための匿名化工作も絶えず巧妙化、徹底化させてきております。例えばヤミ金融業者にとって携帯電話は重要な犯行ツールでございますが、レンタル携帯電話が新たなサービスとして世の中に登場すると、これを大いに利用するようになり、本人確認を行わないレンタル事業者から端末の貸与を受けて、実際の利用者を突きとめられないようにしておるというようなものでございます。

また、口座から現金を引き出す役目のいわゆる出し子が検挙された場合でも、警察に追及材料を与えないようにするため、出し子には事務所の場所を教えない、あるいは立ち寄らせないことを徹底しているケース等が相当数見られるわけでございます。こうした分業化の中で、複数のヤミ金融業者から引き出し行為だけを請け負う、出し子に特化したグループの存在も確認されているところでございます。

また、ヤミ金融業者は口座を凍結されることについても非常に警戒をしておるところでございます。近年では顧客からの返済金をヤミ金融業者が管理する口座には直接入金せず、別の顧客の口座に振り込ませ、これを貸付金として資金を回すという手口が見られるようになっております。こうすることにより、もし犯罪利用口座として警察に把握されても凍結されるのは顧客の口座ということでございまして、ヤミ金融業者が管理する口座に

は直接影響を及ぼさないようにしているわけでございます。我々警察では、このような手口を迂回融資と呼んで警戒しているところでございます。

一方、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数が増加していることについては、ヤミ金融業者本体の検挙に向けた捜査を進めていく中で、関連する違法行為についても法律の整備等を背景に積極的に検挙するようになった結果であると考えております。具体的には、口座に関係する違法行為では、最初から不正利用目的で金融機関に口座開設を申し込んで、通帳等を手に入れれば詐欺、さらに口座の不正譲渡あるいは不正譲受を行えば犯罪収益移転防止法違反として検挙しているところでございます。

このような違法行為は、借り手がヤミ金融業者に指示されて行ってしまうケースが多く見られるわけでございます。平成27年中のヤミ金融関連事犯の検挙事件数のうち、約76%は大体こういう口座関係の事件となっております。犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法はこの10年で法整備が行われてきたもので、警察としてはこうしたことも背景に取り締まりを推進してきたところでございます。

次に、番号2に無登録・高金利事犯の主な検挙事例として、この10年間に登場した商取引を仮装したヤミ金融事犯の中から検挙事例3件を特に紹介させていただいております。

事件の1つ目でございますが、平成23年に警視庁が検挙したクレジットカードのショッピング枠の現金化に係る事件でございます。この手口は現金化商法と呼ばれ、クレジットカード決済での商品売買を仮装し、その商品に対するキャッシュバックを名目に現金を渡すことで実質的に金銭の貸し付けを行うものでございます。客に販売価格の8~9割程度の金額を渡し、クレジット会社から払い込まれる金額との差額を超高金利の利息相当分として受領していたものでございます。

事例2番目でございますけれども、平成24年に大分県警察が検挙した質屋営業を仮装した事件でございます。この手口は質屋営業許可を取得し、表向きは質屋の看板を掲げて正規の営業店を装いながら、実態は客が質入れした品物の価値に全く見合わない多額の金銭を貸し付け、質流れを認めず、返済の督促を行って超高金利の利息を受領していたものでございます。

事例の3つ目は、平成26年に警視庁が検挙した不動産売買を仮装した事件でございます。この手口は主に高齢者を対象に、客が所有する不動産を買い戻せる特約をつけた条件で売買を行ったことにして、買い取り代金名目で金銭を渡すことで実質的に金銭の貸し付けを行うものでございます。その後、客から買い戻しの申し込みを受けたことにして手数料や土地調査費等の名目で金額を上乗せし、買い戻し金として支払わせることにより超高金利の利息を受領していたものでございます。

このように一見、通常の商取引のように仮装する手口があらわれるようになりましたが、警察としては都度、個別の事案ごとに検討を行い、実態を解明して検挙に努めてきたところでございます。仮装型の手口は警察の注意をそらすだけでなく、ヤミ金融の利用に抵抗感のある人についても顧客として獲得する狙いがあるものと考えております。

続けて、番号3の携帯電話対策の状況についてでございます。先ほども申し上げましたとおり、ヤミ金融業者にとって携帯電話は重要な犯行ツールでございますので、事件検挙とあわせてこれを無力化する対策を進めてまいりておるところでございます。その取り組み状況を示す意味で（1）として契約者確認の求めを行った件数、（2）としてヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数を表にあらわしております。いずれも警察庁として集計を始めた年からの件数となっております。

契約者確認の求めは、ヤミ金融事犯などの生活経済事犯に使用された携帯電話につき、携帯電話不正利用防止法に基づき契約名義人の本人確認を求めるものでございます。本人確認がとれなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用を停止することができるというものでございます。レンタル携帯電話の解約要請は、ヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル携帯電話であると判明した場合、その事業者に解約を依頼するものであります。これはレンタル携帯電話事業者に対し犯罪への利用を助長しないよう、本人確認をしっかりと行うことを求める意味合いも含めております。

このほか、ヤミ金融事犯を初め、振り込み詐欺等の犯罪に利用されている携帯電話回線を強制解約して利用停止にしてしまう、役務提供拒否の情報提供という対策も力を入れており、携帯音声通信事業者と協議をしながら取り組みを進めております。

最後に、番号4の口座凍結の状況についてでございます。申し上げるまでもなく、ヤミ金融業者にとって預貯金口座は携帯電話と同じく重要な犯行ツールであり、さまざまな方法で他人名義の口座を手に入れ、犯罪に利用しているわけでございますが、これを凍結することによって被害拡大防止及び犯罪収益の剥奪を図っているところであります。その取り組み状況を示す意味で口座凍結情報提供件数を表にあらわしておりますが、警察庁として集計を始めた平成21年からの件数を記載しております。

なお、このように情報提供した口座につきましては、その金融機関において凍結がなされるほか、他の金融機関においても新規契約ができないような措置がとられる仕組みになっております。

資料の説明は以上でございますが、この10年間でヤミ金融事犯につきましては一定の沈静化が図られたと言えますが、まだまだ根絶には至っておらず、違法行為を行うヤミ金業者は後を絶たないというのが実態でございます。警察としては、このような状況を踏まえ、今後とも継続して取り締まり及び犯行助長サービス対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度についての御報告を厚生労働省からお願ひいたします。これは10分という予定ですので、時間をよろしく御配慮いただきたいと思います。

○厚生労働省金井地域福祉課長 厚生労働省地域福祉課長の金井でございます。よろしく

お願ひいたします。

私からは27年度4月に施行されました、生活困窮者自立支援法の施行状況及び生活福祉資金貸付制度の実施状況について、お手元の資料に沿いまして御説明させていただきます。

3ページでございますが、これは制度の概要でございまして、本制度は必須事業と任意事業に分かれており、必須事業は自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給となっております。任意事業は就労準備支援事業、一時生活支援事業、非常に重要な家計相談支援事業ということになっております。

4ページは生活困窮者自立支援制度における支援状況の調査結果です。27年度に発足したばかりの制度であることから、実績はまだまだこれから増えていくものと思いますけれども、27年度の状況について御紹介いたします。27年度の新規相談受付件数は約22.6万件、そのうち継続的な支援のためのプランを作成した件数は約5.6万件となっております。包括的な支援の提供によりまして、約2.8万人が就労または増収につながっており、この28年度におきましては、前年度に比べてプランの作成件数が着実に伸びていることが見受けられます。

5ページ、これは任意事業の実施状況です。4つの任意事業につきまして、前年度と比較しております。それぞれ3割以上、4割ということで、各事業につきまして大幅な増加が見られるところでございます。

6ページは、新規相談者の状況ということで、新規相談者本人が抱える課題について調べたものでございます。右側の円グラフにございますけれども、経済的困窮をはじめとして、複数の課題を抱える者が約半数を占めています。それから、左側のグラフですけれども、新規相談者の抱える課題も経済的困窮が一番ですが、真ん中より若干下に多重・過重債務を抱える者としまして11%という数字が出ております。

7ページは自立相談支援機関と関係機関との連携状況について、お示ししています。自立相談機関はさまざまな機関との連携がございます。この各機関との制度概要を共有している自治体の割合が左の表に記載しています。27番目、真ん中より下に弁護士会、司法書士会等法律関係者との連携割合がありますが、これが29%です。28番目に消費生活センターと連携している割合がありまして、39%という数字になっています。

8ページはプランの作成対象者の状態像についてお示ししています。継続的な支援が必要な者に対してはプランを作成することとなっておりますが、このプラン作成対象者の抱える課題のうち、多重・過重債務を抱える者の割合が17.6%となっています。

9ページは、新たな評価指標による実態把握についてです。新たな評価指標につきましては28年度から運用している指標です。平成28年5月の新規相談者1万9,009件のうち、継続的支援の対象者4,431件について、支援期間と経過をあわせまして、以下の表にあります①～③の項目を把握していくものです。この中の項目②の経済的困窮の改善に関する状況では、借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況がないといった状態像などの把握を行っているところです。

この結果が10ページでございます。経済的困窮の状況を見ますと、一番多いのが借金や債務があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にないという状況にあるケースとして、36.2%という数字になっております。

12ページは、家計相談支援事業についてお示ししております。生活困窮者自立支援制度の任意事業である家計相談支援事業は、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行いまして、状況に応じた家計再生プランを作成するというものです。その一番下にありますけれども、当該事業の利用により期待される効果としましては、自力で家計管理ができるようになり、世帯としての家計基盤が整うことで、将来の収支変動にも対応可能になること、滞納している税、公共料金等の債務を解消することにより、生活が安定することなどがございます。

13ページは、家計相談支援事業の利用件数ですが、平成27年度では4,696件となっております。赤い棒グラフがプラン作成対象者全体、下の青いグラフが家計相談利用者で比較しております。これによりますと家計管理の課題、過重債務等の課題を有している割合が非常に高くなっています。

14ページにあるように、家計相談支援事業の利用の効果として、家計の改善、債務の整理、自立意欲の向上・改善、精神の安定、就労収入の増加等が確認できるところです。

15ページは家計相談支援事業の活用事例をお示ししています。ここでは債務がある方への典型的な支援例を挙げてございます。事例の説明は省略させていただきますけれども、この効果のポイントとしまして下段に2点、列挙しております。

債務、滞納については、分納計画ができれば自力で返納していける人もおられますが、そうでない人もおられる状況です。後者については、家計相談支援事業の伴走支援により、状況に応じて計画を修正しつつ、本人のモチベーションを維持していくことが必要であります。また、債務や滞納そのものが解消しても、将来、再び債務滞納を抱えてしまう可能性もあることから、家計相談支援事業を通じて、日常的に家計管理ができる力を身につけることも必要です。

17ページ、生活困窮者自立支援制度をめぐる制度のあり方についての検討についてです。28年10月より生活困窮者自立支援制度のあり方等に関する論点整理のための検討会を開催しております。これは法の附則第2条に定められました施行3年後の検討や、経済・財政再生計画改革工程表を踏まえた検討を行うものでございます。今年度内に検討会での論点整理を行った上で、引き続き社会保障審議会に部会を設置し、検討を行っていく予定です。

次に、生活福祉資金貸付制度の実施状況についてです。

21ページは、生活困窮者自立支援制度における効果的な支援の観点から、自立相談支援機関の利用を原則としている総合支援資金、緊急小口資金のいずれも23年度をピークに貸付件数、貸付金額が減少しております。これには平成19年4月に決定されました多重債務改善プログラムを受けて、多重債務問題が解消に向かいつつあることも影響していることと考えられます。当該制度に対しては、制度が活用しやすくなれば、困窮者に対してもよ

り円滑な支援ができるのではないかという御意見が寄せられております。この点につきましては、今後の検討会におきまして議論、検討を行う予定です。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料4の金融庁における金融経済教育の取り組みについて、金融庁から御説明をお願いいたします。持ち時間は5分でお願いいたします。

○金融庁総務企画局政策課大畠政策管理官 金融庁の大畠と申します。

私からは、金融庁が行ってまいりました多重債務問題に係る金融経済教育の取り組みにつきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

早速ではございますが、お手元の資料の1ページを御覧いただければと思います。最初に約10年前の取り組みから御説明をいたします。

多重債務問題改善プログラムに基づきまして、金融庁といたしましても金融経済教育においてさまざまな取り組みを行ってまいりました。例えば多重債務に陥らないためのポイントをわかりやすく解説したリーフレットや、預貯金、クレジット、ローン、保険などの金融取引を行う際の基礎知識をまとめたパンフレットですとかDVD教材を作成いたしまして、それらを全国の高校、大学、地方公共団体に配布をいたしました。それとともに、多重債務問題など金融トラブルに関する講演ですとか、学校の教師を対象とした研修も実施をいたしました。

また、金融広報中央委員会と連携をいたしまして、全国の都道府県教育委員会等を訪問して、多重債務者の発生を予防するための金融経済教育を充実することを要請いたしました。

こうした取り組みを実施してきたわけですが、そうした中、金融経済教育自体の重要性というのもさらに高まってまいりました。2ページを御覧いただければと思いますが、今から約4年前に金融庁に金融経済教育研究会というものを立ち上げました。この背景を簡単に申し上げますと、今から約9年前にサブプライム問題という問題がアメリカで発生いたしまして、これを契機にリーマンショックなど世界的な金融危機が発生をいたしましたが、このときの教訓の一つといたしまして、健全な金融システムを維持するためには金融機関を規制するだけではなく、金融機関や金融商品を利用する方々にも金融について必要な知識を身につけていただくことが重要であることが世界各国で再認識されまして、こうした国際的な動向も踏まえて立ち上げましたのが、この金融経済教育研究会でございます。

その翌年には金融経済教育の進め方に関する報告書を公表しておりますが、その進め方の一つとして書かれておりますのが、金融経済教育はさまざまな実施主体によって行われておりますけれども、それを受けた学校ですとか社会人や高齢者の方々は、金融経済教育に充てることができる時間に限りがございます。そのような中でも効率的、効果的に金融経済教育を推進するために、最低限、身につけるべき金融リテラシーに焦点を絞りまして、

それを関係者で共有しながら連携して取り組んでいたらどうかということが書かれております。

こうして整理されましたのが、3ページに書かれております4分野15項目の金融リテラシーでございます。4つの分野といたしまして家計管理、生活設計などが挙げられておりますが、3つ目の分野の中にローン、クレジットという分類がございます。その項目11を御覧いただきますと、無計画、無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことを習慣化することが挙げられております。

4ページを御覧いただきますと、今、申し上げました最低限身につけるべき金融リテラシーにつきましては、平成25年6月に設置いたしました金融経済協力推進会議におきまして、その具体化に向けた検討を行いました。その結果、金融リテラシーマップというものを策定いたしまして、身につけるべき内容というものを明確化しております。

5ページを御覧いただきますと、そのマップの中にしっかりとローン、クレジットに関する内容を盛り込んでおります。ここに挙げておりますのはそのうちのほんの一部でございますが、身につけるべき内容といたしまして、例えばローン等を生活設計の中で位置づけて、無計画、無謀な利用を避けるべきことを理解していること。カードローン等の消費者金融やクレジットカードの特徴とメリット・デメリットを理解していることといった内容も盛り込んでおります。

このように、金融経済教育の中にローン、クレジットに関する内容もしっかりと位置づけまして、引き続き多重債務者の発生の予防に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的には6ページを御覧いただきたいと思いますが、金融経済教育につきまして、ここに書いてございますように、さまざまな取り組みを行っておりますけれども、例えば左上の教材提供の部分にガイドブックを全国に配布とございます。このガイドブックの中にもクレジットカードの機能ですか、多重債務に陥らないための注意点、もし多重債務を抱えてしまったら、自分1人で抱え込まずに相談をといった内容をよりわかりやすく記載して配布をしております。

また、講師の派遣、いわゆる出前講座の中でも多重債務問題について注意喚起を行っておりますし、関係団体と連携して実施しております大学での授業の中でも、15コマの講座のうちの1コマを使いまして、金融トラブルの防止をテーマとした授業を行っております。

もう一つだけ御紹介いたしますと、右上に事前相談と書いておりますけれども、金融庁には金融サービス利用者相談室という組織が10年以上前にできまして、一般の方々からのさまざまな御相談をワンストップでお受けしております。この相談室では、例えば金融機関との間で生じた個別のトラブルに関する御相談などもお受けしておりますが、そうした内容だけではなくて、例えば金融商品について契約する際の留意点を教えてほしいというような、トラブルが発生しないように事前に備えておきたいという御相談、御要望にもお応えしてまいりました。このようなトラブルの発生の未然防止に向けた相談につきましても充実を図るために、一昨年の5月からこの金融サービス利用者相談室に事前相談の窓口

というのも新たに設けまして、トラブルの予防に努めているところでございます。

金融庁といたしましては、引き続き金融経済教育の面からも多重債務者の発生の予防に取り組んでまいりたいと思います。

私からの御説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、御説明いただきました多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向の各報告につきまして、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと存じます。御発言がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

新里委員、お願いします。

○新里委員 新里でございます。

実は日曜日に貸金業法改正から10周年ということで、市民グループでシンポジウムを開かせていただきまして、全体とすれば非常にうまい方向に行っている。後で述べる銀行の問題は別個として、ただ、地域にというか、各地でヤミ金被害について、まだまだ警察が頑張っていただいているのだろうけれども、不十分ではないかという問題とか、例えば被害者的な方が処罰されたり、迂回融資の事案で例えばAさんがヤミ金から借り入れをして、返済金をヤミ金から指示されたB名義の口座に振り込んだ。ところが、Bさんもヤミ金から借り入れた人で、口座凍結をするとBさんの口座が凍結されて、いわゆる被害者的な方が口座凍結されているという問題も出てきて、頑張っている点は全く否定する気は全くないのですけれども、そういう問題もありそうだということも御留意いただきたい。

それから、どうもヤミ金の被害者が口座をつくれとかと言われてやらされたことが、それを被害申告すると処罰されてしまうという問題も出てきて、ヤミ金を撲滅するためにはそういう被害者的な人の処罰について、どんどんするようになると、かえって被害申告ができなくなるという問題が出ないかという問題もありますので、そこら辺についても御留意いただければなと思ったところでございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

基本的に御意見を頂戴したと受けとめてございますが、警察庁から何か御発言はございますか。

○警察庁津田生活経済対策管理官 大変貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど、迂回融資について御説明いたしました。迂回融資の場合、すぐわかれば当然、我々は凍結しないのですが、捜査をしてみないとわからない部分がございますので、捜査によって関係ない口座であるということがわかれれば、速やかに凍結解除を行っているところでございます。

また、ヤミ金に口座をつくれと言われて申告すると処罰されるということがあるということでございますけれども、この辺は個別の事案、いろいろな事情がありますので明確なことは申し上げられませんが、それぞれの事情に応じて適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございますか。まず、浜田委員からお願ひいたします。

○浜田委員 浜田でございます。

今、お話を伺っておりまして、資料1、資料4を特に中心にお伺いしたいのですが、資料1のまず統計データを見ておりますと、多重債務者と自殺者が減っているということで、これは金融庁が強力に進めた総量規制、また、金利規制のほか参入規制のため、まともな金融業者が残ったということで、適切な融資が行われているということだと思いますが、一方で、減少しつつありますけれども、相談件数が減っていないというのは、今までどこに相談したらよいかわからないという資金需要者が適切に相談機関にアクセスできていることだと思っております。

ただ、相談内容にクレジットカードですとか、ローンについて引き続き多くの相談が寄せられております。ショッピングリボですとか、銀行系のカードローンなどクレジットカードのポイントなどから誘導されて、知らないうちにリボルビング払いにしている消費者や、ある程度収入のある人、いわゆるミドルリスクの資金需要者が銀行系のカードで収入の3分の1以上の借り入れを行ってしまっている人も取材の中でも多くいらっしゃいます。これは直ちに多重債務や社会問題にはならないのですけれども、仕組みですとか宣伝方法がわかりづらいということも挙げられております。さらなる金融教育の推進が必要であると思っております。

また、資料4を拝見しておりますと、金融リテラシーの教育ということで大畠政策管理官からお話をございました。これで教育は終わりということではなくて、継続して行っていくことが重要であります。特に次から次へと変わるクレジットカード、プリペイドカード、ポイントカードの決済方法というものが、情報量の少ない消費者にはどうしても不利になってしまふと思っております。金融庁を始めとした行政機関、これらの規制を適時適切に見直しつつ、企業が一方的に法律の盲点を利用して消費者から搾取するようなことが起きないように、消費者庁の取り組みにも期待したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、小澤委員からもお手が挙がっていましたので、よろしくお願ひします。

○小澤委員 2点あります、1点は情報提供で、2点目が質問です。

1点目なのですが、ヤミ金なのですけれども、近時、仲間の司法書士が立て続けに、商品売買を仮装しつつ、そして小切手を担保にするというヤミ金事件を受任したということを聞きました。資料に事例としては挙げられていなかつたものですから、情報提供でございます。またその司法書士からも情報を提供いただこうと思っております。

2点目は質問なのですが、困窮者の自立支援法なのですけれども、私は静岡なのですが、全国の取り組み状況にすごく濃淡があるといいましょうか、開きがあると認識しております。

して、そういう現状は多分把握されていらっしゃると思いますけれども、そこについての具体的な施策みたいなものは何かお考えになっているのでしょうか。一生懸命やっていけるところはすごく何カ所もあるというのは存じ上げているのですけれども、まだまだ市町村が多いと思いますので。

○山本座長 それでは、浜田委員の御発言は基本的に御意見が中心であった。小澤委員の御発言は前半が情報提供、後半が御質問ということで、厚労省から小澤委員の御質問に対する御返答をお願いします。

○厚生労働省金井地域福祉課長 御質問ありがとうございます。

生活困窮者自立支援制度は27年4月施行で、これから制度ですので、どんどん推進していきたいというのが我々の考え方でございます。

具体的には、ブロック会議を毎年春と秋に開催しまして、いろいろな情報、各市町村の事例等を皆さんに紹介しながら、各市町村の取り組みを期待しているところでございます。さらに、我々が事例を紹介するためのニュースレターを定期的に発行して、各市町村の取組を促すべく一生懸命やっているところであります。

以上です。

○山本座長 それでは、時間の関係もございまして、これより議事次第「4 意見交換」に入らせていただきます。

まず、本日御出席の小澤委員、新里委員、行岡委員から各資料を御提供いただいておりますので、これを御紹介いただきたいと存じます。

最初に、小澤委員から資料の御説明をお願いいたします。持ち時間は5分ということで、恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○小澤委員 実は日本司法書士会連合会においても、12月10日に名古屋におきまして貸金業法改正10周年を記念するシンポジウムを行いました。そこでやはり出た議論としては、今般の貸金業法改正は非常にすばらしい成果を上げている一方で、残された課題が幾つかあるのだろうということを共有できました。そして、その大きな課題は2つあると認識しております、1つは総量規制の問題。つまり、銀行のカードローンの問題であろうと認識しております。

そして2つ目は、上限金利の問題でございます。それは利息制限法の上限金利が高過ぎるのではないか。これは引き下げるべきであるという2つの課題が共有できたと理解しております。以上でございます。

○山本座長 小澤委員、どうもありがとうございました。

続きまして、新里委員から御発表いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○新里委員 新里委員提出資料という格好で出させていただいております。意見書、アンケート調査結果、具体的な事案、それから、破産件数と貸出残高を示すもの等を出させていただきました。

10年前の12月13日に参議院の本会議を通ったわけですけれども、実は私自身は金融庁の当時の信用制度参事官と多重債務問題改善プログラムの策定の準備のために金融庁の中にいて、あの法改正を金融庁のテレビで見させていただいて、すごい、10年たったんだなと感慨が非常にあるところではございます。

この中でも多重債務問題が改善の方向に向かっているのだけれども、銀行のところの部分も視野に入れて見ないと全体像はわからないのではないかということは何度かお話ししさせていただいたところですが、今回、日弁連として銀行などによる過剰貸付の防止を求める意見書を出させていただきました。まさしく、問題意識がそこを見ないといけない。それを見てみると、どうも総量規制が実質的に潜脱されている状況があるのではないかという問題意識でございます。

当時、貸金業法改正の段階では一番問題が起きていたのが消費者金融のところでしたので、そこに総量規制をすればまずいいだろうということと、信用情報の問題もあって、そう簡単にはいかないという、両方があったのかなと思っておりますけれども、今のやり方からすると、消費者金融が保証業務をして、そこでの与信審査ですから、いわゆる自分たちの消費者金融の部分の貸し付けがわかる状況の中で与信業務を、信用情報をチェックした中で行われている。まさしく総量規制の潜脱という状況になっているのではないかかなという思いから、この意見書の中では、1つとしては監督指針の中に、貸金業者には保証を付した消費者向け貸し付けについても、借入残高、年収の3分の1を超えるような貸し付けはないという原則を明記すべきではないかとして、銀行等もそれに基づいてきちんとそれを遵守すべきではないか。もしそれがかなわないのであれば法改正もすべきではないかという、今は13条の2では貸金業者がみずから貸し付けをするということだけしか入っておりませんけれども、それも保証業務を含めるべきではないかという問題提起でございます。

今の実質的に潜脱になっていないかということを2ページの後半のところで触れさせていただきましたし、例えば、「銀行のカードローンは改正貸金業法の総量規制の対象外です。」「最大500万、所得証明書は一切不要、借入限度が300万まで」、「収入証明書不要、専業主婦の方もオーケー」などと、いわゆるうたい文句の広告がなされて貸し付けがなされている状態があるということ。それから、具体的なケースの中でも、例えば別紙の収入がゼロの方でも借り入れが、例えば第二地方銀行等からの借り入れだけで破産をせざるを得ないという具体的な状況もある。これは日弁連の中で多重債務問題に取り組んでいる弁護士に、総量規制が潜脱されていると疑われる案件を出してくれということで出した案件ですので、統計的な意味は全くございませんけれども、そういう事例があるんだということで今日出させていただきました。

それから、破産の件数もどんどん減ってきたのだろうなと思っておりましたが、今日の資料の中で、個人の自己破産というのは昨年までは減少してきているのです。ただ、今年になっていわゆる底打ちをしたのではないか。9月の時点で前年比101.8%、4万7,687件、

前年が9月時点で4万6,835件でございます。そのように前年比を上回る月が9カ月の中で6カ月あるということからすると、どうも底打ちをして、このままであれば増えていく可能性があるのではないか。せっかく総量規制が適用されて機能してきた多重債務問題が、ここをきちんと見ておかないと増加するのではないか、再燃するのではないかという10年の時期なのかなというところで問題提起をさせていただきました。ぜひ金融庁のほうでも受けとめていただいて、御検討のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○山本座長 新里委員、どうもありがとうございました。

続きまして、山下委員から御発表をお願いいたします。

○山下委員 山下でございます。

金融庁から協会のこれまでの活動状況について、ポイントを絞って説明をしてほしいというお話がございましたので、説明をさせていただきます。

当協会でございますけれども、平成18年12月の改正貸金業法公布の翌年、平成19年に業界の自主規制機関として設立されたわけでございます。貸金業界の健全化と資金需要者の利益の保護を目的に活動をずっと続けてきたということでございます。

御承知のとおり、当協会でございますけれども、自主規制、基本規則やガイドラインをみずから制定して、協会員の法令遵守を指導監督しつつ、協会員の規制整備など、内部管理体制の構築支援に努めております。

また、金融ADRの指定を受けて、資金需要者からの貸金業に関する苦情あるいは相談、紛争解決に対応する傍ら、資金需要者の生活再建を支援すべくカウンセリングを行っております。

また、消費者教育面でも、先ほど金融庁の方からもございましたけれども、行政の相談員の方へのカウンセリング対応、あるいは中高大学生あるいは社会人を対象に、金銭管理などの啓蒙活動も続けております。

このように協会は、多重債務問題解決プログラムの4つの施策に沿って、協会員からの年会費を活動原資として、協会としてできる範囲で活動してございます。

各種の指標を見てみると、先ほど来、説明がございますとおり、多重債務者数の数はこの10年で9万人まで減少した。全国の消費生活センターに寄せられる多重債務に関する相談件数は、年間9万件から現在は3万件。また、貸金業者に対する行政処分の件数は年間500件あったものが、現在は10件というような状況でございます。

貸金業者の苦情件数を見てみると、年間1万3,000件が1,000件まで減少したということでございまして、業界の健全化も大きく前進したと考えている次第であります。これは法改正の趣旨を十分に理解して、貸金業者と資金需要者の双方が懸命な努力を続けてきた結果だと思うわけであります。

私どものアンケートによりますと、貸金業者の多くがまず経営方針の第1に顧客本位を挙げているという点を見ましても、かつてのバブル時期からバブルの終了時の異常な社会

情勢や経済環境の中で生じました貸金業界における過剰な貸し付けや厳しい取り立てといった社会的に糾弾されるような行為は、現在の協会員に限れば影を潜め、協会は落ち着きを取り戻しているということです。

今後、社会情勢や経済環境に急激な変化がなく、金融リテラシーの高まりが維持されなければ、業界における秩序は維持されていくのではないかと考えております。

一方で、産業として貸金業界を見ていますと、かつて1万社を超えた登録貸金業者数も倒産、廃業が相次ぎ、現在では2,000社を切っており、当協会の協会員数も1,200社まで減少しているという状況であります。都道府県の中を見てみると、県下の貸金業者の数が10社を切るという県が47都道府県のうち20件あるほか、事業者向け貸金業者がゼロという県も5県もあります。個人や中小零細事業者など、銀行等金融機関を補完し、地域金融を支えてきたという担い手であります貸金業者がめっきり減っているという現状は、地域金融にとっても決して望ましいものではないと存じる次第であります。

今後、さらなる業者の減少が予想される中で、協会としても大変懸念されるところだということであります。

一方、貸付残高を見てみると、消費者向けの無担保貸付残高はピークの4分の1まで減少いたします。総量規制による影響が大きいと考えておりますが、金利条件の引き下げで信用リスクが全体としてとれなくなってきた結果、改正貸金業以前の融資対象であったサブプライム層に対する貸し付けがかなり縮小していることも一つの要因だろうと思うわけであります。民間でリスクがとれず、結果として資金の供給源を失う。このような懸念のあるサブプライム層に対するセーフティーネットの需要は、今後さらにニーズが増していくだろうと思っております。

改正貸金業法施行から間もなく10年ということであります。協会に寄せられる貸金業者の声の中には、資金需要者の借り入れ手続の簡素化あるいは資金需要者の利便性を考えて、何とか他業態との貸し出し条件のイコールフッティングを検討できないかという声も聞こえてくるのも事実であり、今後、庶民金融のあり方をもう一度見直す時期が来るのではないかと思っているところであります。

協会といたしましては、自主規制機関として今後も業界の秩序の維持に努め、資金需要者の利益の保護と社会に貢献する業界の発展に寄与していきたいと考えております。

以上であります。

○山本座長 山下委員、どうもありがとうございました。

続きまして、行岡委員から御発表をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○行岡委員 グリーンコープの行岡でございます。どうぞよろしくお願ひします。

私どものところも平成18年8月に生活再生相談室を開設して、今年で丸10年が過ぎました。

私からは資料を3つ出させていただいております。この資料で御検討いただきたいこと

を先に申し上げたいと思います。

既に御報告があったように、消費者庁、金融庁を初めとする多重債務問題の多様な取り組みで多重債務問題は沈静化してきていると私も思っておりますが、最近の相談室での多重債務相談には過剰債務での深刻な御相談が多くなっていると感じています。先ほどから小澤先生、新里先生の御報告を聞いて、感じていることは間違っていなかつたと思いました。貸金業法改正以降と、ここ1、2年を比較した場合、多重債務相談の様子が違っています。最近の特徴としては、ネット銀行や都市銀行、地方銀行などの総量規制対象外の金融機関のカードローンやクレジット利用が生活困窮の背景に広がっているなど感じております。そのような消費者の状況に対して、何らかの対策をとらなくてよいのかということを御検討いただきたいと思って資料を提出させていただいております。

では資料1から御覧いただきたいのですが、これは今月21日に開催される福岡県多重債務問題対策協議会、県の協議会に提出するためグリーンコープ生協ふくおかの生活再生相談室で作成された報告書です。

ここで申し上げたいのは、確かに多重債務の相談件数は年々減少していますが、問題が減っているわけではないということです。1ページの(2)の自治体の周知活動訪問についてというところで報告していますように、福岡県内の25自治体への周知活動に取り組んだ結果、2ページ「(3)周知活動の効果」のグラフに見えるように、平成27年度に比べると、周知活動に取り組んだ以降の10月以降は初回電話件数が大きく伸びています。このことから、多重債務問題は相変わらず相談の窓口に結びつきにくく、常に周知活動に力を入れる必要があることがわかります。まだ面談のほうは追いついていないので、入電の件数のみが増えていっている状況にあります。

次に、3ページの「(3)相談のきっかけ」です。自治体訪問した結果、市町村窓口からの相談のつなぎが25.3%に増えています。自治体にとっても、住民の生活が安定する上で評価をすべきことだと思っています。やはり自治体の窓口は担当の方が変わりますので、常に周知活動という点は重要なんだなと改めて思ったところです。あわせて自立相談支援事業所からの紹介も12.5%もあり、今後、困窮者支援の現場との連携がますます重要ななると思っています。

次に債務整理の結果ですが、4ページ「(4)関係機関との連携、同行相談」の4」を御覧ください。法律家へ同行した139件の債務整理方針の内訳のうち、自己破産は53件で年々増加傾向にあります。全体に債務整理の件数自体は減っていっているのですが、自己破産の件数は減っていない。先ほど新里先生が言われたとおり、微増傾向にあるということですから、問題が深刻な状態は変わらず、債務が膨れて家計が維持できなくなっていると言えるのではないでしょうか。

次に資料2での詳細な説明は省き、口頭での意見を申したいと思います。生活再生相談室や家計相談支援事業所でのここ最近の傾向として、本人の1年間の年収をはるかに超える過剰な債務を抱えたご相談が増えてきているということで、深刻だなと思っています。

また、リボ払い等のクレジットで家計管理が出来ずに生活を維持することも困難になっています。総量規制対象外の金融機関等での安い借り入れなどについての何らかの対策が必要ではないでしょうか。

消費者教育の対策としては、金融庁の教育的な支援というところで、先ほど金融リテラシーマップの策定等々を御紹介いただいたのですが、そこら辺の取り組みがもう一段、消費者に届き易い形で工夫できないだろうかと思っています。

私どもは家計相談支援事業所、困窮者支援等も福岡県、熊本県、大分県、山口県等で活動をしているのですが、そういうところと連携するなどして家計の見える化を図って、家計管理を御本人がみずからできるようにしないと、債務整理をしても家計はなかなか再生できないのではないかと思います。その点からは家計相談支援事業を利用しやすくするためにも厚生労働省におかれては、困窮者支援の家計相談支援事業を必須事業とするなど、もう一段、強化していただきたいと思います。

その上で金融庁、消費者庁と厚生労働省のところからも、多重債務相談窓口と困窮者支援窓口との連携強化をもう一段、具体的に図っていただけないかと希望をしております。

最後の資料3は、グリーンコープで受託している困窮者支援の家計相談支援事業所の福岡県と熊本県の「家計再生プランの作成実績」です。

これは、このように家計を再生しましょうねとつないだ先の一覧表なのですが、御覧いただきたいのは「家計再生プランの支援内容」というところで、平成28年4月から9月までの家計再生プランの内訳を表記しておりますが、福岡県と震災があった熊本県との比較でかなり数字的にも違うなということが見えています。債務整理の占める割合が熊本県はとても大きいということからも、何かあった不測の事態では借金を抱えていることの負荷が大きいというのがわかります。そういう意味で大人向けに、できるだけ借金をしない生活を推奨し、そのような生活の仕方を改めて学べるような、より消費者に近いところでの仕組みが必要ではないかと思います。

以上で私からの意見として届けさせていただきました。終わります。ありがとうございました。

○山本座長 行岡委員、どうもありがとうございました。

なお、本日御欠席の竹島委員からも自殺防止に関する資料ということで、これは既に終了した催しのようございますが、情報提供をいただいておりますので、皆様御参照いただきたいと思います。

それでは、これまでの各省庁からの御説明、さらに各メンバーからの御説明なども踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと思います。御発言がある方は挙手をお願いいたします。

まず重川委員、お願いします。

○重川委員 今までの御説明あるいは委員の方々からの御説明とも重なってくる話かと思いますけれども、先ほど多重債務に関しては相談件数も減ってきてているという話、あるいは

は実態としても借り入れ人数が減ってきてているという話がありましたが、少し気になる状況があるという御説明があったと思います。

実際、消費者ローンだけではなくて住宅ローンについて見てみましても、日銀の統計で見ても住宅ローンの貸出残高は非常に上がっており、家計レベルで見ましても総務省の統計局等のデータで見ても、年収に対する倍率の大きさが大きくなっているような状況があります。そこでさらに、先ほどの銀行等のローンの借り入れが重なってきますと、先ほど来ありましたように、もう少ししたら危険な状況が起こってくるのではないかと考えております。

私は、日本生協連とみやぎ生協さんで行っている生活相談・貸付事業の合同プロジェクトにかかわらせていただいております。そこで相談内容は、先ほど行岡委員から御説明があった内容とも少し重なってはいるのですが、夏にお話を伺ったときにも銀行ローンの相談が少し増えてきているという話がありました。今回の会議に出席するに当たりまして、もう一回その後の状況等を含めてお話を伺ってみると、相談件数そのものはそれほど変わってはいないのだけれども、銀行ローンの借り入れ、先ほどもありましたが、クレジットのリボ払いでの相談の利用で返済が困難になる件数が増えてきているという話があります。先ほどの委員の先生方からの話とも重なるようなところがありますので、ぜひともそのあたりを改めて御検討いただければと思います。

もう一点、金融教育に関しては非常にいろいろな形で取り組まれているということを御説明いただいたのですけれども、学校教育の中で私自身教員養成のところで関わっておりますが、その中でも行っています。大学の中でも行ったりはしているのですけれども、社会人への生活設計に関しては退職前のところでライフプランの講習がいろいろ行われてはいます。新入社員の方にも会社に入ったときにいろいろな形の研修が行われると思います。その中で、先ほどのクレジットカードを具体的に使い始めたりですとか、その他お金の管理等について、実際にお給料をもらうようになりますと意識も高まってくると思います。そのあたり、企業等と連携をして、そういうところでの今後展開ができないかということを御検討いただければと思います。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、岩本委員、お願いします。

○岩本委員 全国銀行協会の岩本でございます。

このほど新里委員、小澤委員、行岡委員ほか、問題指摘をいただきました銀行カードローンの問題につきましては、業界としても非常に重く受けとめているところでございます。

私ども銀行界の対応でございますけれども、前回のこの懇談会でも同じ御指摘がございました。その懇談会の模様ですとか、本日、新里委員がお配りいただいております日弁連さんの意見書は、10月に私ども全銀協宛てにも頂戴しておりますので、これらの意見書等につきまして、当協会にも消費者信用専門の担当者が集まる会議がございますので、その

場で都度報告をしております。

私どもの会議には地銀等は代表行しか出ていないのですけれども、そういう代表行もそれぞれの業態に持ち帰って、全ての会員銀行に周知徹底をしているところであります。また、本件につきましては、主要行の企画担当役員が出席をする会議でも取り上げておりますし、各行とも銀行カードローン問題につきましては、経営レベルの問題として受けとめていると認識をしております。

前回の5月のこの会合で、私どもで運営しております個人信用情報センターの登録情報をもとに、全体として事故情報に占める事故情報、延滞とか代位弁済とか、こういった事故情報の比率は2%程度であると申し上げました。直近の数字も調べてまいりましたけれども、この2%という水準そのものは横ばいということですが、銀行カードローンの実行件数そのものが、最近この低金利情勢で利ざやが非常に縮小している中で、個人向け貸し出しに会員銀行が非常に注力していることもありますし、カードローン全体の伸びがかなり伸びております。したがいまして、それに比例して、2%といえども事故件数自体は増加しているのだろうなと思っております。その中には新里委員や小澤委員から御指摘をいただきました多重債務、破産といったような事例も含まれているのだろうなと思っています。

本日の懇談会で提示をいただきました個別の事例も含めまして、本日の模様をまた再び会員銀行に周知徹底をしてまいりたいと思っております。また、今後の対応を検討する際に、実態把握というようなこともいただいておりますので、監督当局とも協力しながらスピード感を持ってこういったことに対応してまいりたいと思っております。

意見書の中等でも御指摘を受けております行き過ぎた勧誘とか、広告とか、要するに総量規制の対象外ですよとか、所得証明は要りませんよとか、こういったものを余り強調したような広告につきましても、今月の先ほど言いました専門の担当者が集まる会合におきまして、改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な表示を行うように努めるようにというような注意喚起を行ったばかりでございます。

いずれにいたしましても、銀行による貸し付けが消費者にとって過剰な借り入れとならないために、配慮に欠けた表示とか広告とか、こういうものが行われないことが肝要だということを会員銀行に徹底しているところであります。

一方、いわゆる個別の銀行カードローンの審査体制を含めた、要するにサービス提供の商品内容につきましては、銀行によって審査体制が異なります。個別銀行のビジネスモデルに大きく影響する話でありますことから、業界団体であります私ども全銀協で一律の対応を促すことはなかなか難しいのかなとは思っておりますが、全銀協としてできることはないか、監督当局とも相談しながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

本日につきましては、なかなかすぐに効果が上げられるような処方箋をお示しするようなことができなくて大変恐縮でございますけれども、また社会全体への影響を見極めるべく慎重な対応が必要であるということも感じております。本日はなかなか確たることが申

し上げられずに恐縮でございますけれども、銀行界としても御指摘を真摯に受けとめまして、早急に対応を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言はございますか。

杉浦委員、お願いいたします。

○杉浦委員 ありがとうございます。今まで各委員がおっしゃった意見の上に、私の推察のようなものを申し上げたいと思います。

日本経済の現状を考えて、さらに消費を拡大していこうということを政策的に考えるとするなら、確かに借りやすい環境を整えることも重要な課題だと従来から考えていますが、その中において、現在なぜ新里委員、そのほかの委員の方々がおっしゃるような、やや潜脱的な貸し出しが進んでいるのかということを考えると、実際的には貸し手が少ないという状況が以前から余り改善されていないということも現状としてはあるのではないかということも考えます。しかし、どんどん貸し込んで以前のような多重債務問題が繰り返してはいけないことを考えると、金融機関の審査体制が重要ということになるわけですが、昨今、地方再生とかそういった関連にも関与するようになって、地方に伺う機会が増えた中で地方の金融機関の人とお話をしていると、どうもフィデューシャリー・デューティーだとかリレーションシップ・バンキングだとかという言葉を間違って理解されている方たちも多いように感じています。報道等からくる心象の問題なのかもしれません、金融庁は金融機関の収益性を非常に注意して見ているから、とにかく何が何でも収益をふやさなければいけない。そのために、一定の貸付量をカードローンとかを増やすのが大事なんですということを公然と言われる地方金融機関の方たちもいらっしゃいます。

こういった現状は各行それぞれ、まさに岩本委員がおっしゃったように、それぞれの御見解だと考えるところですが、少なくとも金融庁が言っているメッセージを正しく捉えていない方も多い。そのうえで、審査手法をより近代化、多様化するという試みが成功しているかというと、そうでもない。

昨今、フィンテックとかなんとかという話がいろいろあって、その中で私も農業を通じたアグリフィンテックというプロジェクトを今やっていて、来年早々にパイロットを始める予定ですが、その中においても、いわゆる土地担保とか、そういったものに依拠しない形の融資をやろうという話をすると、そこについていける金融機関の方たちが意外と少ないのです。貸し付け手法の多様化とか合理化といったものを進めていく過程で、審査能力の向上といったものも進めていかないと、消費者金融の部分も含めてですけれども、貸付をめぐる環境を改善するということはなかなか構造的に難しくなっているのではないかと考えています。

については、まさに融資構造というか、融資の手法の近代化といったものも銀行業界にはぜひ急いでいただきたい課題と考えます。

思うところは、ほかにも具体的な手法についてはありますけれども、ここはそれを述べる場ではないと認識しておりますので、以上、意見だけ申し上げました。ありがとうございました。

○山本座長 どうもありがとうございました。

時間が来てしまつておるので、委員の皆様から一通り御意見を頂戴しまして、関係する省庁は多岐にわたると思いますが、やはり一番関係するのは金融庁ではないかと思いますので、恐縮ですけれども、当局としての御認識、特に銀行ローン、それから、貸金業者の保証に係るさまざまな実態の御報告、それから、新里委員からは監督指針上の措置あるいは法の見直しに係る御意見を頂戴したところでありますので、当局の現下の御認識をもし可能であればお示しいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○金融庁島村信用機構企画室長 本日は、貸金業者に関する保証を付した銀行カードローンにつきまして、いろいろな事例の提供をいただきありがとうございます。当庁としても、実態把握に努めているところです。

まず、全体の状況ですか、貸金業者の保証については私から説明させていただき、監督の対応については担当部局から説明させていただければと思います。

これまでの懇談会や意見書でいただきました御指摘を踏まえ、信用情報についても意見交換をしております。一方で、貸金業者による保証を付した信用情報の把握については、新里先生及び小澤先生からも御意見をいただいているところですが、登録項目が限られており、当庁が把握できることには一定の制約があること、御理解いただければ幸いです。

また、担当部局としては、貸金業者利用者のアンケート調査を毎年実施しておりますので、その中で懇談会の議論も踏まえ、銀行カードローンの利用者の属性等について把握できるように検討しております。

以上でございます。

○金融庁中村銀行第一課長 金融庁監督局銀行第一課の中村と申します。

本日、たくさんの委員の方から銀行カードローンに関する問題の提示を承りました。銀行のカードローンにつきましては、各行それぞれの事情があると思いますけれども、リテールビジネスの一環として力を入れている銀行もあるということで、残高も増加していることは認識しております。こうしたビジネスを行うに当たっては、消費者のニーズに適切に応えるということとともに、適切な態勢を構築して、健全な消費者金融市場の形成に銀行として寄与していくことが大切ではないかと思います。

こうした問題意識から、既に監督指針の中で幾つかの留意事項は示しているところでありますけれども、一方で本日御紹介いただいたような事例ですとか、潜脱ではないかという御意見もいただいております。私どもとしましては、適切な業務運営が行われているかどうか。広告ですか審査ですか、そういうものも含めまして実態把握をまず行いまして、その上で必要に応じて対応について検討していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ということで、実態把握の不十分なところについて可能な限り対応していく。そして、それに基づいて措置が必要だと考えられるかどうか、さらに検討する。このようなお話をあったかと思います。また、岩本委員からも行き過ぎた広告についての注意喚起といった取り組みについての御報告がありました。ですので、今日この段階で確定的な何か変化というものを直ちに集約することはできませんけれども、それぞれ前向きの御発言をいただいたかと思いますので、私どもとしてもこの問題について注意を持って引き続き見てまいりたいというまとめになるかと思いますが、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日は私の不手際もございまして、時間を延長して開催することになって大変恐縮ですけれども、以上をもちまして、第8回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。